

身体拘束等適正化のための指針

社会福祉法人 福音会

身体拘束等適正化のための指針

1. 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。社会福祉法人福音会（以下「当法人」という。）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

（１）介護保険指定基準の身体拘束の規定

サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

（２）緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、例外的に以下の３つの要素を満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

切迫性：利用者または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の３つの要件を満たすことが必要です。

（３）緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の３要件のすべてを満たした場合のみ、利用者・家族への説明同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処置の質の評価および経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

（４）日常的ケアにおける留意点

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に利用者主体の行動・尊厳のある生活が送れるよう努めます。また、利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。

2. 身体拘束等適正化に向けた体制

当法人では、身体拘束を適正化することを目的として「身体拘束廃止委員会」を設置します。

(1) 設置の目的

- ①身体拘束廃止に向けての現状の把握及び改善についての検討
- ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ③身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④身体拘束廃止マニュアルの見直し
- ⑤身体拘束廃止に関する職員全体への啓発

(2) 身体拘束廃止委員会の開催

定例会は、毎月第1金曜日に開催します。

ただし業務の都合により開催日を変更する必要があるときは、少なくとも前日までに開催の日時、場所を委員全員に知らせます。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、各主任（看護・介護・相談・機能訓練・栄養）及び申出者が内容を十分に検討の上、総施設長の判断で可否を決定します。決定事項は、後日委員会にてその事実と経過を報告して、検証します。

(3) 身体拘束廃止委員会の構成員

- ①ケアハウス施設長
- ②看護・介護・機能・栄養主任
- ③各主任が指名する各部門職員

※必要に応じて、協力医療機関の医師や主治医の助言を仰ぎます。

(4) 身体拘束廃止委員会の委員長

委員長は、委員の互選により選出します。

(5) 責任者への報告

委員長は、身体拘束等にかかわる全てのことを総施設長へ報告します。

3. 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等適正化のため、介護に携わる職員に対して、職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- (2) 新任職員に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

4. 身体拘束発生時の対応・報告に関する基本方針

利用者または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

- (1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、各主任（看護・介護・相談・機能訓練・栄養）が集まり、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の 3 要件の全てを満たしているかどうかについて確認します。

身体拘束を行う選択をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、利用者、家族に対する同意書を作成します。

(2) 利用者や家族に対しての説明

看護主任または介護主任が身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間また時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等へ経過及び利用者の状態等を説明し、再度、同意を得た上で実施します。

(3) 法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いて、その対応及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存し行政担当部局の指導監査が行われる際に掲示できるようにします。

5. 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は利用者・家族・職員等がいつでも自由に閲覧できるようにホームページで公表します。

附則

本指針は、平成30年4月1日より施行する。